

5/5～ こどもの人権について

今週のテーマは、「こどもの人権」です。

私たちの社会には、未来を担う子どもたちが安心して健やかに成長していける環境を整えることが求められています。そのために欠かせないのが、「こどもの権利」という考え方です。

国際的には、1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」が、こどもの人権保障の柱となっています。日本でも1994年にこの条約を批准し、以降、こどもの権利を守るためのさまざまな取り組みが行われてきました。

しかしながら、現在の日本社会には、児童虐待やいじめ、ヤングケアラーの問題など、子どもを取り巻く深刻な課題が依然として存在しています。また、子どもたちが自由に意見を言い、自分の思いを伝える場は、まだまだ限られているのが現状です。

こどもには「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」など、さまざまな権利が保障されています。これらの権利には、安全な生活、十分な教育、意見を表す機会の確保などが含まれています。こどもは、ただ保護される存在ではなく、「ひとりの人間として権利を持っている主体」として、社会の中で尊重されるべき存在です。

こうした考え方を日本の社会にも根付かせるため、令和5年4月には「こども基本法」が施行されました。この法律では、「すべてのこどもが一人の人間として尊重され、差別されず、基本的人権が保障されること」や、「自分に関することなどについて意見を述べ、社会に関わる機会が確保されること」などが基本理念として定められています。

丹波市においても、令和7年4月に「丹波市こどもの権利に関する条例」が施行されています。また、令和7年3月に「丹波市こども計画」が策定され、この計画に基づき、すべてのこどもや若者が、身体的・精神的・社会的に健やかで幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、取組を一層推進していくこととしています。

こどもを単に守られる存在とするのではなく、意見をもち、自ら選び、積極的に社会に参加できる存在として認め、支えていくことが必要です。

すべてのこどもの声にしっかりと耳を傾け、その意見を尊重しながら、こどもにとって本当に最善の選択がなされる社会を目指して、まずは、私たち一人ひとりが、こどもの権利について正しく理解し、できることから行動を始めていきましょう。